

## ○釧路司法書士会財務調整会計規則

### (設 置)

**第1条** 釧路司法書士会の財務について、その健全性と運用の調整を図るため財務調整会計（以下「この会計」という。）を設置する。

### (収 入)

**第2条** この会計の収入は次に掲げるものとし、総会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 一般会計の予算に於いて予見し得る剰余金の繰入れ。
- (2) 一般会計の決算剰余金のうち、翌年度に繰越す要のない金額の繰入れ。
- (3) この会計から生ずる収入。
- (4) 寄付金、その他。

### (管 理)

**第3条** この会計に属する現金は、金融機関の預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (支 出)

**第4条** この会計の支出は、次に掲げるものとし、総会の議決又は承認を得なければならない。但し、緊急の場合には理事会の議決により先出し、直近の総会において承認を得るものとする。

- (1) 一般会計の予算に於いて、財源の不足を生じたときの繰出し。
- (2) 一般会計に於いて、臨時支出を必要とするとき、又は収入欠陥を生じたときの繰出し。

### (繰替運用)

**第5条** 会長は、財政上、必要があると認めるときは、確実な繰出しの方法と期間を定めて、この会計に属する現金を他の会計に繰替えて運用することができる。但し、その期間は会計年度内とし、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規則は、平成2年4月14日より施行する。